

松山市法定外公共物財産管理事務取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、松山市法定外公共物管理条例（平成14年条例第5号）第2条第1項に規定する法定外公共物について、境界確認協議を除く、用途廃止等に関する事務取扱いを定めることを目的とし、法令等に特別の定めがある場合を除き、この要領に基づき適正に処理するものとする。

(機能有無証明)

第2条 国有財産特別措置法第5条第1項第5号により、譲与を受けなかった機能喪失財産について、四国財務局松山財務事務所長通知の平成17年1月24日付松財管第311号により、当該財産の取扱いは、法定外公共物にかかる機能の有無について（様式第1号）を提出させ、機能管理担当課及び地元機能管理者の承諾により、法定外公共物にかかる機能の有無について（様式第2号）を申請人に交付する。この証明書は、国からの通知事項による事務取扱いのため、証明手数料は徴しないこととする。

- 2 機能喪失として、譲与を受けなかった財産のうち、現地確認等で機能維持財産として認められるものは、国に対して譲与手続きを行うこととする。
- 3 公図、旧図等には記載はないが、畝順帳等に記載があり、現地にも公共用財産として機能していると判断される場合で、国から譲与を受けてない場合は、申請者等の申出に基づく地図訂正により公図に記載の上、譲与手続きを行う。

(使用許可事務)

第3条 法定外公共物の使用許可事務は、松山市法定外公共物管理条例（以下「条例」という。）並びに同条例施行規則（以下「規則」という。）によることとする。

(使用許可基準)

第4条 条例第4条及び規則第2条による使用許可基準については、法定外公共物が適正で公平に利用され、正常な機能を維持し、快適で安全な生活環境の保全を図ることを目的とし、別に定める法定外水路使用許可運用指針（平成18年4月）によるものとする。

(使用許可条件)

第4条の1 原則、工事完了後に工事写真を提出させることを使用許可の条件とし、提出する写真は法定外公共物使用許可工事写真撮影要領で定めるものとする。

(用途廃止)

第5条 法定外公共物の用途を廃止しようとする者は、用途廃止申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書面を添付し、正本、副本各1部を提出しなければならない。

(1) 位置図：住宅地図等に申請地を明示したもの

(2) 公 図：里道は赤色、水路は青色で着色し、用途廃止財産を明示すること

(3) 平面図、丈量求積図：用途廃止にかかる部分で縮尺1／250以上のもの

(4) 横断面図：用途廃止にかかる部分で縮尺1／50以上のもの

(5) 承諾書：地元機能管理者、用途廃止しようとする財産に接するすべての土

地所有者（路線の一部廃止は、路線の起点から終点まで接する土地所有者）

(6) 申請地及び関係土地にかかる全部事項証明書、登記要約書等

(7) 現況写真その他参考資料（土地利用計画書又は計画図等）

(8) 境界確認協議書の写し

(9) 印鑑証明書

(10) その他市長が必要と認める書類

2 用途廃止の申請については、用途廃止をしようとする法定外公共物の境界確認協議が完了し、境界確認協議書の交付を受けたもの以外は受付しないこととする。

(用途廃止の要件)

第6条 用途廃止は、次に掲げる場合で、機能管理担当課、農業委員会及び地元機能管理者等の関係機関が支障ないと認め、かつ、用途廃止後の土地利用が有効に図れると判断される場合に用途廃止決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(1) 宅地造成等により公共物として存置する必要性がなくなった場合

(2) 公共物の代替施設を設置したため、公共物として不用となった場合

この場合においては、代替施設の寄付申込書を同時に提出させる。

(3) その他法定外公共物の実態からみて、公共物としての機能を失っており、存置することが適当でないと認められる場合

2 前項第2号に関して、代替施設の設置が必要となる場合は、用途廃止申請前に関係課と代替施設の構造等について協議を行うこととし、協議済を確認の上、用途廃止申請及び寄付申込書を受付することとする。

3 用途廃止の申請人は、法的に申請人を特定するものではないが、処分することが前提であるため、処分の際に随意契約の相手方となりうる隣接土地所有者、借地権者等が申請人となることが原則である。ただし、隣接土地所有者等が売買契約等を締結している場合は、この限りではない。

(寄付申込)

第7条 法定外公共物の用途廃止を行うため設置した代替施設若しくは、松山市に、公共の用に供される里道の拡幅敷地又は水路敷地を寄付しようとする者は、地元機能管理者が適正に管理できると判断し、関係課との協議が整った後に、寄付申込書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添付して申請するものとする。

また、松山市狭あい道路等拡幅整備要綱(平成20年3月17日要綱第10号)に係る後退予定用地については、寄付申込書(様式第16号の1)に狭あい道路等事前協議済み書(第2号様式)一式の写しを添付し、提出しなければならない。

- (1) 位置図：住宅地図等に申請地を明示したもの
- (2) 公 図：里道は赤色、水路は青色で着色し、申請地を明示したもの
- (3) 地積測量図：寄付しようとする土地の地積測量図
- (4) 土地の全部事項証明書：寄付しようとする土地
- (5) 登記承諾書
- (6) 印鑑証明書1通(用途廃止申請時に添付の場合は不要)
- (7) 現況写真：寄付する部分が明確にわかるもの
- (8) その他：寄付申込者が法人の場合は、法人登記簿を添付する。
- (9) 地元機能管理者が、機能管理を行う旨の承諾書及び寄付用地の平面図、断面図、縦断図等
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 法定外公共物の用途廃止にかかる代替施設は、従前の施設より機能的にも財産的にも価値が同等以上のものとする。また、従前水路の代替施設について、暗渠についても認めるが、水路の構造等は、関係課と協議する。

3 寄付する財産は、所有権以外の権利が設定されていないこと。

4 寄付する財産に係る所有権移転登記以外は、寄付申込をする者の負担とする。

5 前項に関して、松山市狭あい道路等拡幅整備要綱に基づき寄付を受ける場合は、

市の負担により，調査測量，分筆登記等を行い所有権移転する。

(受納書の作成)

第8条 寄付申込について，寄付を受けることにより市民の利便性が図れると判断されるときは，嘱託登記により所有権移転の手続きを行い，所有権移転の完了後に受納書（様式第6号）を交付する。

松山市狭あい道路等拡幅整備要綱（平成20年3月17日要綱第10号）に基づき寄付を受ける場合は，前条第5項により調査測量を行い，嘱託登記により所有権移転の手続きが完了した後に，受納書（様式第6号の1）を交付する。

(用途変更)

第9条 法定外公共物の用途を他の用途に変更する場合の申請は，法定外公共物の用途変更申請書（様式第7号）とし，次の各号に掲げる書類を添付し，正本，副本各1部を提出しなければならない。

- (1) 位置図：該当地を赤色で表示のこと。
- (2) 公 図：里道は赤色，水路は青色で着色し，申請地を明示したもの
- (3) 地積測量図（縮尺1／250以上）及び横断面図（新旧構造を併記したもので，縮尺1／50以上）
- (4) 地元機能管理者の承諾書
- (5) 隣接土地所有者の承諾書
- (6) 畝順帳等の幅員証明
- (7) 関係する土地の全部事項証明書等
- (8) 現況写真
- (9) その他参考資料

2 用途変更は，公図上は水路であるが，現況道路として使用されている場合等，

現に公共の用に供している機能を有する箇所を対象とするが、廃止及び売払いについても考慮し、地元機能管理者及び関係課等の意見等により決定する。なお、公共の用に供していない機能を喪失している箇所は、用途変更の対象とはならず、用途廃止及び売払いで対応する。

3 用途変更を承認する場合は、関係課と協議の上、用途変更承認書（様式第19号）により行う。

（他法令等に係る承認事務）

第10条 他法令及び法定外公共物の承認事務取扱いについては、次の各項による。

2 都市計画法第32条の同意申請

都市計画法（以下この項において「法」という。）第29条の規定に基づく許可を要する開発行為の開発区域内に法定外公共物を含める場合の法第32条の規定に基づく同意は「都市計画法に基づく許可を要する開発行為に伴う国有財産である公共施設の取扱いについて」（昭和47年8月1日付建設省会発第686号）に準じるものとし、法第32条の規定に基づく同意申請書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添付し、正本、副本各1部を提出しなければならない。

同意については、関係課等と協議の上、同意書（様式第21号）により承認する。

（1）管理予定者との協議経過書

（2）位置図及び法務局公図の写し

（3）平面図、丈量求積図（縮尺1／250以上）及び

横断面図（縮尺1／50以上）

（4）承諾書

【法第40条第1項の相互帰属の場合】

- ・ 地元機能管理者（用途廃止及び代替施設に関して機能管理を行う旨の承諾）
- ・ 用途廃止しようとする財産に接する土地所有者

- ・路線の一部用途廃止の場合は、路線の起点から終点まで接する土地所有者
ただし、起点終点が公道に接続している場合とする。

【法第40条第2項の帰属の場合】

- ・地元機能管理者（帰属する施設に関して機能管理を行う旨の承諾）

【法定外公共物の一部を将来松山市が管理する施設に含めて開発する場合】

- ・地元機能管理者

(5) 申請地及び関係土地にかかる全部事項証明書

(6) 申請人が法人の場合は、法人登記簿又は資格証明書

(7) 申請地にかかる売買契約書等の写し

(8) 境界確認協議書の写し

(9) 現況写真

(10) 開発行為に関する事前協議資料の写し（同意書、事前協議書、公共施設等
概要書）

(11) その他市長が必要と認める資料

(相互帰属関連)

- ・法第40条第1項は、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置される場合
をいい、その構造、規模等が同一であることを要せず、従前の公共施設が複数で
あってもこれらを単一の公共施設にまとめて整理する場合も含まれ、また、従前
の公共施設とこれに代わるべき新たな公共施設の面積が同一であることを要し
ないと規定されているが、市の事務処理方針として、市に帰属する土地面積は、
開発行為の許可を受けた者に帰属する土地の面積と同程度以上あることとする。
また、市に帰属する土地の面積より開発行為の許可を受けた者に帰属する土地
の面積が多いときは、その超えた土地について売払い等により処分することと
する。

・事務処理について

法第36条第3項に規定する開発行為に関する工事が完成したときは、開発行為申請者から公共用財産の帰属申請書（様式第22号）及び公共用財産の管理引継ぎ申請書（様式第23号）を提出させることとする。

申請者は従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合は、登記原因を法第40条1項による相互帰属によるものとして表題部登記を行い、新たな公共施設の用に供する土地の登記承諾書を市に提出するものとし、市においては、速やかに市に帰属する土地の嘱託登記申請を公告日の翌日付で行うものとする。

3 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置指定に伴う法定外公共物の併用承認申請

建築基準法第42条第1項第5号に基づき法定外公共物と民有地を合わせて幅員4メートルの私道位置指定に伴う法定外公共物の併用承認を行う場合は、法定外公共物の併用承認申請書（様式第24号）に次の各号に掲げる書類を添付し、正本、副本各1部を提出しなければならない。

併用を承認する場合は、関係課と協議の上、併用承認書（様式第25号）により行うこととする。

- （1）位置図：該当地を赤色で表示のこと。
- （2）公 図：里道は赤色，水路は青色で着色し，申請地を明示したもの
- （3）地積測量図（縮尺1／250以上）及び横断面図（新旧構造を併記したもので，縮尺1／50以上）
- （4）地元機能管理者の承諾書
- （5）隣接土地所有者の承諾書
- （6）境界確認協議書の写し
- （7）関係する土地の全部事項証明書

(8) 現況写真

(9) その他参考資料

全体の土地所有者が現在の区画による境界について今後とも異議のない旨同意する集団和解方式を採るものとし、法定外公共物の管理においては、次のように取扱う。

ア 併用する法定外公共物と民有地との境界確認協議を行い、関係書類作成の上、その境界が図面から復元可能にできること。

イ 法務局の公図上、水路敷地となっている場合は、財産及び機能管理上支障があるため、暗渠にして縦断併用することは、認めないこととする。ただし、市道認定され道路法が適用される予定の道路及び建築指導課所管等、一体となる道路が市に帰属される場合は、水路を暗渠とし道路として併用することを認めることとする。

ウ 現に水路はなく里道として公共の用に供している場合等、水路敷地を廃止して里道とする場合は用途変更により処理すること。

4 法定外公共物工事施工願

里道等の掘削等を行なう場合や、宅地造成等により法定外公共物を改修する場合は、法定外公共物工事施工願（様式第26号）に次の各号に掲げる書類を添付し、正本、副本各1部を提出しなければならない。

承認については、関係課等と協議の上、法定外公共物工事承認書（様式第27号）により承認することとする。承認条件として、工事中における里道の利用、水路の流水等が阻害されない措置を講じること並びに工事完成後に工事完成届及び工事写真を提出させることとし、提出する写真は法定外公共物工事施工承認写真撮影要領で定めるものとする。

(1) 誓約書

- (2) 位置図（該当地を赤色で表示のこと）
- (3) 公 図（里道は赤色，水路は青色で着色し，申請地を明示したもの）
- (4) 平面図，断面図等
- (5) 地元機能管理者の承諾書
- (6) 隣接土地所有者の承諾書
- (7) 畝順帳等の幅員証明
- (8) 関係する土地の全部事項証明書等
- (9) 現況写真
- (10) その他参考資料

5 土地改良法第5条第6項の規定に基づく法定外公共物の地区編入承認申請

土地改良区が土地改良法第5条第6項及び土地改良法施行規則の規定により，市所有の里道，水路等の敷地を含めて土地改良事業の施行に係る地域を定めるには，当該法定外公共物を管理する所管課における承認が必要である。

承認を受けようとする場合は，承認申請書（様式第28号）に次の各号に掲げる書類を添付し，正本，副本各1部を提出しなければならない。

承認については，関係課等と協議の上，承認書（様式第30号）により承認する。

- (1) 位置図：該当地を赤色で表示のこと。
- (2) 公 図：里道は赤色，水路は青色で着色し，申請地を明示したもの
- (3) 土地改良事業計画概要書
- (4) 新旧対照実測平面図
- (5) 代替施設に係る土地の全部事項証明書
- (6) 地積測量図（縮尺1／250以上）及び横断面図（新旧構造を併記したもので，縮尺1／50以上）
- (7) 地元機能管理者の承諾書
- (8) 隣接土地所有者の承諾書

(9) 畝順帳等の幅員証明

(1 0) 関係する土地の全部事項証明書等

(1 1) 現況写真

(1 2) その他参考資料

6 土地区画整理法第 7 条及び第 1 7 条の承認申請

個人又は数人で共同して土地区画整理事業を施行しようとする者で、土地区画整理法第 4 条第 1 項の事業計画を定めようとする者は、法第 7 条の規定により宅地以外の土地を施行地区に編入する場合においては、当該土地を管理する者の承認を得なければならない。

承認を受けようとする場合は、承認申請書（様式第 2 9 号）に次の各号に掲げる書類を添付し、正本、副本各 1 部が提出しなければならない。

承認については、関係課等と協議の上、承認書（様式第 3 0 号）により承認することとする。

(1) 土地改良法第 5 条第 6 項の法定外公共物の承認申請書に添付する書類に準じる。

(2) 施設管理予定者との協議経過書

7 都市再開発法第 7 条の 1 2，第 1 2 条，第 5 3 条及び第 5 8 条の関連事項について

個人又は数人で協同して若しくは組合が行う第 1 種市街地再開発事業について認可申請しようとする者は、あらかじめ、事業施行地区内にある公共施設管理者の同意を得なければならない。

地方公共団体等が市街地再開発事業の事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、事業計画につき、施行地区内にある公共施設管理者、当該事業の施行により整備される公共施設管理者等と協議しなければならない。

8 新住宅市街地開発法第 2 6 条関連事項について

施行者は、施行計画又は処分計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係する公共施設管理者等と協議しなければならない。

9 その他

地方公共団体等が施行する土地区画整理事業及び流通業務市街地整備事業について、公共施設が事業区域内に含まれる場合、公共施設管理者の承認等は法的要件とはされていないが、実務的には事前協議が必要である。

(土地所有者等が変更になった場合)

第11条 すべての申請について、申請中に何らかの事情により土地所有者が変更となり、新土地所有者に手続きが引き継がれる場合は、本届けまでに行われている内容の全てを前土地所有者から引き継いだことが分かる旨を申請書に記載し、関係課に提出することとする。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

平成20年7月1日改正

平成22年4月1日改正

平成27年4月1日改正

令和元年5月1日改正

令和3年4月1日改正

令和7年3月1日改正

令和8年10月1日改正

松山市法定外公共物財産管理事務取扱要領 様式一覧

《様式》

番号	名称	様式	要領の条項
1	機能有無証明申請書	様式第1号	第2条第1項
2	機能有無証明書	様式第2号	第2条第1項
3	用途廃止申請書	様式第3号	第5条第1項
4	用途廃止決定通知書	様式第4号	第6条第1項
5	寄付申込書	様式第5号	第7条第1項
5-1	寄付申込書（狭あい道路）	様式第5号の1	第7条第1項
6	受納書	様式第6号	第8条
6-1	受納書（狭あい道路）	様式第6号の1	第8条
7	用途変更申請書	様式第7号	第9条第1項
8	用途変更承認書	様式第8号	第9条第3項
9	同意申請書（都市計画法第32条）	様式第9号	第10条第2項
10	同意書（都市計画法第32条）	様式第10号	第10条第2項
11	公共用財産の帰属申請書	様式第11号	第10条第2項
12	公共用財産の管理引継ぎ申請書	様式第12号	第10条第2項
13	法定外公共物の併用承認申請書	様式第13号	第10条第3項
14	法定外公共物の併用承認書	様式第14号	第10条第3項
15	法定外公共物工事施工願	様式第15号	第10条第4項
16	法定外公共物工事承認書	様式第16号	第10条第4項
17	承認申請書（土地改良事業）	様式第17号	第10条第5項
18	承認申請書（土地区画整理事業）	様式第18号	第10条第6項
19	承認書 （土地改良事業・土地区画整理事業）	様式第19号	第10条第5項、 第6項

(様式第 1 号)

年 月 日

松山市長

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 () _____

法定外公共物にかかる機能の有無について

下記の法定外公共物について、国有財産特別措置法第 5 条第 1 項第 5 号の規定に基づく譲与の対象でないことの証明が必要なので、証明書を交付願います。

記

1. 財産の所在地

松山市 地先 ～ 地先

2. 添付書類

位置図 2 部

公図 2 部

現場写真 1 部

地元の承諾書 1 部

(注) 位置図及び公図等(写)には土地境界確認申請をする場所、又は、払下げを受けようとする場所を明示すること。

(様式第2号)

年 月 日

様

松山市長

法定外公共物にかかる機能の有無について

年 月 日付けで証明依頼のあった下記の法定外公共物については、
機能を喪失しており、国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づく譲与
の対象でないことを証明いたします。

記

1. 財産の所在地

松山市 ～ 地先

2. 添付書類

位置図 1部 公図等(写) 1部

(様式第3号)

年 月 日

松山市長

申請者 住 所
氏 名
連絡先 職氏名
電話番号

実印

法定外公共物（里道・水路）の用途廃止について（申請）

標記のことについて、下記財産の用途を廃止されるよう申請いたします。

記

1. 用途を廃止しようとする財産の表示

（1）所在地

（2）地 目（台 帳）
（現 況）

（3）地 積（台 帳） 平方メートル
（実測面積） 平方メートル

2. 用途を廃止しようとする理由

3. 用途を廃止後の処分方法

4. 添付書類
- ①位置図及び法務局公図の写し
 - ②平面図，丈量求積図（縮尺1／250以上）及び
横断面図（縮尺1／50以上）
 - ③承諾書（地元機能管理者，用途廃止しようとする財産に接する土地所有者）
路線の一部廃止の場合は，路線の起点から終点まで接する土地所有者
ただし，起点終点が公道に接続している場合とする。
 - ④申請地及び関係土地にかかる全部事項証明書，登記要約書等
 - ⑤現況写真その他参考資料（土地利用計画書又は計画図等）
 - ⑥境界確認協議書の写し
 - ⑦印鑑証明書
 - ⑧その他市長が必要と認める書類

(様式第 4 号)

松 () 第 号
年 月 日

様

松山市長

法定外公共物（里道・水路）の用途廃止について

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物の用途廃止については、下記のとおり承認します。

なお、払下等につきましては、松山市法定外公共物処分規則の規定により、手続き願います。

記

1. 用途廃止財産の表示

(1) 所在地

(2) 地 目

(3) 地 積

(様式第5号)

年 月 日

松山市長

申請者	住 所	
	氏 名	実印
連絡先	職氏名	
	電話番号	

寄 付 申 込 書

下記により，私所有の財産を法定外公共物（ ）として寄付したいので，受納願います。

記

1. 寄付をしようとする財産の表示

(1) 土 地

①所在地

②地 目 (台 帳)

(現 況)

③地 積 (台 帳) 平方メートル

(実測面積) 平方メートル

④工作物

2. 寄付をしようとする理由

3. 寄付する場合の要件

- ①寄付財産に所有権以外の権利が設定されていないこと。
- ②寄付財産の分筆登記が完了していること。
- ③寄付する財産に係る所有権登記以外は，寄付申込者の負担とする。

4. 添付書類
- ①位置図及び法務局公図の写し
 - ②寄付しようとする施設の平面図，丈量図
(縮尺1／250以上)，断面図(縮尺1／50以上)
 - ③寄付財産の全部事項証明書
 - ④登記承諾書
 - ⑤寄付の印鑑証明書(用途廃止申請時に添付の場合は不要)
 - ⑥現況写真
 - ⑦寄付申込者が法人の場合は，法人登記簿又は資格証明書
 - ⑧地元機能管理者がその施設に関して，機能管理を行う旨の承諾書
 - ⑨その他市長が必要と認める書類

(様式第5号の1)

年 月 日

松山市長

申請者	住 所	
	氏 名	実印
連絡先	職氏名	
	電話番号	

寄 付 申 込 書

下記により、私所有の財産を法定外公共物（ ）として寄付したいので、受納願います。

また、申請土地の境界を確認するにあたり、境界確認協議の必要性を有する場合には、申請等に関する一切の権限を松山市長に委任します。

記

1. 寄付をしようとする財産の表示

(1) 土 地

①所在地

②地 目 (台 帳)
(現 況)

③地 積 (台 帳) 平方メートル
(実測面積) 平方メートル

④工作物

2. 寄付をしようとする理由

3. 寄付する場合の要件

- ①寄付財産に所有権以外の権利が設定されていないこと。
- ②寄付する財産に係る所有権登記以外は、寄付申込者の負担とする。
- ③後退後の民地側には構造物を設置し、寄付後の官民を明確にすること。

4. 添付書類
- ①位置図及び法務局公図の写し
 - ②寄付しようとする施設の平面図，丈量図
(縮尺1／250以上)，断面図(縮尺1／50以上)
 - ③寄付財産の全部事項証明書
 - ④登記承諾書
 - ⑤寄付の印鑑証明書(用途廃止申請時に添付の場合は不要)
 - ⑥現況写真
 - ⑦寄付申込者が法人の場合は，法人登記簿又は資格証明書
 - ⑧用途廃止財産の代替施設として設置の場合においては，地元機能管理者がその
代替施設に関して，機能管理を行う旨の承諾書
 - ⑨その他市長が必要と認める書類

(様式第6号)

松（ ）第 号
年 月 日

様

松山市長

受 納 書

年 月 日付けで申込みのあった市有財産に係る下記土地（ ）の寄付につきまして、松山市への所有権移転登記が完了しましたので、ご報告を申し上げます。

記

寄付を受ける土地の表示

所 在	地 番	地 目	公 簿 面 積 (㎡)	寄付を受け る実測面積 (㎡)	寄付を受ける 土地の内訳	
					里 道	水 路
計				㎡	㎡	㎡

(様式第6号の1)

松（ ）第 号
年 月 日

様

松山市長

受 納 書

年 月 日付けで申込みのあった市有財産に係る下記土地（ ）の寄付につきまして、松山市狭あい道路等拡幅整備要綱第8条に伴う松山市への所有権移転登記が完了しましたので、ご報告を申し上げます。

記

寄付を受ける土地の表示

松山市 町

(様式第7号)

年 月 日

松山市長

申請人	住所
	氏名
連絡先	職氏名
	電話番号

法定外公共物（里道・水路）の用途変更について（申請）

標記のことについて、下記のとおり用途変更されるよう申請します。

記

1. 用途を変更しようとする財産の表示

（1）所在及び地番

（2）地 目 （台 帳）

（現 況）

（3）地 積 （台 帳） m^2

（実 測） m^2

（4）用途変更後の地目

2. 用途変更しようとする理由

3. その他参考となる事項

(添付書類)

- ①位置図（該当地を赤色で表示のこと。）
- ②法務局公図写し（里道は赤色，水路は青色で着色し，申請地を明示すること。）
- ③丈量求積図（縮尺 1 / 250 以上）及び横断面図（新旧構造を併記したもので，縮尺 1 / 50 以上）
- ④地元機能管理者の承諾書
- ⑤隣接土地所有者の承諾書
- ⑥畝順帳等による幅員証明書（地元機能管理者）
- ⑦関係する土地の全部事項証明書等
- ⑧現況写真，その他参考資料

(様式第8号)

松（ ）第 号
年 月 日

様

松山市長

法定外公共物（里道・水路）の用途変更について

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物の用途変更については、下記のとおり承認します。

記

1 用途を変更しようとする財産の表示

(1) 所在及び地番

(2) 地 目

(3) 地 積

2 用途変更後の地目

3 条 件

- 1 路面の維持補修を行うこと。
- 2 工作物を設置しないこと。
- 3 境界を明らかにしておくこと。

(様式第9号)

年 月 日

松山市長

開発行為申請者 住 所
氏 名
連絡先 職氏名
電話番号

都市計画法第32条の規定に基づく同意申請書

標記のことについて、下記により松山市所有の法定外公共物を開発区域に含めること及び新たに設置する公共施設のうち、これの代替施設を市有財産とすることについて同意されるよう都市計画法第32条の規定に基づき申請します。

記

開発行為場所					
開発行為の目的					
開発区域面積					
工 期					
松山市所有 の法定外公 共物	所在				
	面積	道路 水路	m ² m ²	その他 計	m ² m ²
新たに設置 し、松山市 に帰属する こととなる 公共施設	所在				
	面積	道路 水路	m ² m ²	その他 計	m ² m ²

(添付書類)

- ①管理予定者との協議経過書
- ②位置図及び法務局公図の写し
- ③平面図，丈量求積図（縮尺1／250以上）及び横断面図（縮尺1／50以上）

④承諾書

【法第40条第1項の相互帰属の場合】

- ・地元機能管理者（用途廃止及び代替施設に関して機能管理を行う旨の承諾）
- ・用途廃止しようとする財産に接する土地所有者
- ・路線の一部用途廃止の場合は，路線の起点から終点まで接する土地所有者
ただし，起点終点が公道に接続している場合とする。

【法第40条第2項の帰属の場合】

- ・地元機能管理者（帰属する施設に関して機能管理を行う旨の承諾）

【法定外公共物の一部を将来松山市が管理する施設に含めて開発する場合】

- ・地元機能管理者

- ⑤ 申請地及び関係土地にかかる全部事項証明書
- ⑥ 申請人が法人の場合は，法人登記簿又は資格証明書
- ⑦ 申請地にかかる売買契約書等の写し
- ⑧境界確認協議書の写し
- ⑨現況写真
- ⑩開発行為に関する事前協議資料の写し（同意書，事前協議書，公共施設等概要書）
- ⑪その他市長が必要と認める資料

(様式第10号)

松（ ）第 号
年 月 日

様

松山市長

都市計画法第32条の規定に基づく同意について（通知）

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、申請のとおり同意します。

記

開発行為場所の表示

(様式第 1 1 号)

公共用財産の帰属申請書

年 月 日

松山市長

申請者 住 所

氏 名 実印

連絡先 職氏名
電話番号

年 月 日付松（建指）第 号をもって許可を受けた開発行為が完了しましたので、都市計画法第 3 2 条の規定に基づき協議成立し、年 月 日付 松（ ）第 号で同意を得た下記公共用財産を同法第 4 0 条第 項の規定により貴市に帰属しますので、関係書類を添えて申請いたします。

寄 附 土 地 の 表 示					
所 在	地 番	地 目	登記簿面積	寄附面積	所 有 者

(添付書類)

- ①公図
- ②住宅地図
- ③登記承諾書
- ④印鑑証明書
- ⑤法人登記簿等
- ⑥開発区域図
- ⑦松山市へ帰属部分の土地全部事項証明
- ⑧申請者表示登記用 地積測量図

(様式第 1 2 号)

公共用財産の管理引継ぎ申請書

年 月 日

松山市長

申請者 住 所

氏 名

年 月 日付松（建指）第 号をもって許可を受けた開発行為が完了しましたので、都市計画法第 3 2 条の規定に基づき協議成立し、年 月 日付 松（ ）第 号で同意を得た開発区域内の（公共用財産）を同法第 3 9 条の規定に基づき管理の引継ぎいたしたいので申請します。

(様式第 13 号)

年 月 日

松山市長

申請人 住所
氏名
連絡先 職氏名
電話番号

道路の位置指定に伴う法定外公共物（里道）の併用について（申請）

標記のことについて下記の法定外公共物である里道を指定道路敷地を含めたいので、調査のうえ承認されるよう申請いたします。

記

1. 申請にかかる財産の表示

(1) 所在及び地番

(2) 地 目 (台 帳)
(現 況)

(3) 地 積 (台 帳) m^2
(実 測) m^2

2. 申請の理由

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を受けたいため

3. その他参考となる事項

(添付書類)

- ①位置図（該当地を赤色で表示のこと。）
- ②法務局公図写し（里道は赤色，水路は青色で着色し，申請地を明示すること。）
- ③丈量求積図（縮尺 1／250 以上）及び横断面図（縮尺 1／50 以上とし，新旧構造を併記すること。）
- ④地元機能管理者の承諾書
- ⑤隣接土地所有者の承諾書
- ⑥境界確認協議書の写し
- ⑦関係する土地の全部事項証明書及び要約書等
- ⑧現況写真
- ⑨その他参考資料

(様式第 14 号)

松 () 第 号
年 月 日

様

松山市長

道路の位置指定に伴う法定外公共物（里道）の併用について

年 月 日付で申請のあったこのことについては、下記の条件を付して承認します。

記

1. 里道併用場所

2. 里道併用面積

m²

3. 条件

- (1) 併用範囲内の路面及び位置指定道路に関わる構造物の維持補修を行うこと。
- (2) 承認していない工作物を設置しないこと。
- (3) 松山市は併用範囲内に設置される位置指定道路に関わる構造物の所有権を保有しない。

(様式第15号)

法定外公共物（ ）工事施工願

年 月 日

松山市長

申請人 住所
氏名
連絡先 職氏名
電話番号

次のとおり松山市所有の法定外公共物（ ）を工事施工したいので、別紙関係書類を添えて申請します。

施工箇所	松山市 町 丁目 番地先
施工区域	別紙図面のとおりに 長さ m 幅 m m ²
目 的	
工作物又は 施設の構造	
工事実施方法	
工事施工期間	承認日から ヶ月以内

(添付書類)

- ①誓約書
- ②位置図（該当地を赤色で表示のこと。）
- ③法務局公図写し（里道は赤色，水路は青色で着色し，申請地を明示すること。）
- ④平面図・断面図等
- ⑤地元機能管理者の承諾書
- ⑥関係する隣接土地所有者等の承諾書
- ⑦畝順帳等の幅員証明書（地元機能管理者）
- ⑧関係する土地の全部事項証明書及び要約書等
- ⑨現況写真
- ⑩その他の参考資料

誓 約 書

1. 法定外公共物工事承認を得た申請内容及び承認条件と相違した工事を行いません。
2. 工事中における里道の利用，水路の流水等が阻害されないよう措置を講じます。
3. 既設使用物件が埋設されている付近を掘削するときは，十分に注意し，必要な措置を講じます。
4. 工事により紛議が生じたときは，申請者の責任において紛議を解決します。
5. 工事完成検査において，松山市が管理上支障があると判断し，当該施設の改修を命じた場合は，直ちに松山市の指導のもと自費にて手直しします。

年 月 日

松山市長

申 請 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(様式第16号)

法定外公共物（ ）工事承認書

松（ ）第 号
年 月 日

様

松山市長

年 月 日出願の工事については、次の条件を付して承認する。

- | | | |
|--------------------|--|-------|
| 1. 工事場所 | 松山市 | 地先 |
| で願書に添付の記載する区域内とする。 | | |
| 2. 工事面積 | | |
| 3. 工事目的 | | |
| 4. 工事期間 | 承認日から | 年 月 日 |
| 5. 承認条件 | <ul style="list-style-type: none">・承認を得た申請内容及び承認条件と相違した工事をしてはならない。・工事中的における里道の利用、水路の流水等が阻害されない措置を講じること。・既設使用物件が埋設されている付近を掘削するときは、十分に注意し、必要な処置を講じること。・工事により紛議を生じたときは、申請人の責任において紛議を解決しなければならない。・工事完成後は工事完成届及び工事写真を提出し完成検査を受けなければならない。なお、検査において、松山市が管理上支障があると判断し、当該施設の改修を命じた場合は、直ちに松山市の指導のもと申請人の負担にて手直しし、再検査を受けること。・工事完成後、提出する工事写真は法定外公共物工事施工承認写真撮影要領に従って撮影すること。 | |

年 月 日

松山市長

工 事 完 成 届

申請者

住 所

氏 名

連絡先

職氏名

電話番号

下記のとおり完成しましたので、ここに報告いたします。

1. 承認年月日, 番号 年 月 日 松 () 第 号

2. 工 事 場 所

3. 工 事 箇 所

4. 工 期 着 手 年 月 日
竣 工 年 月 日

5. 完 成 検 査 日 年 月 日
及 び 担 当 者 担当課 課 検査員 印

(様式第17号)

年 月 日

松山市長

(〇〇土地改良区設置申請人代表)

(事業主体代表) 住 所

(〇〇土地改良区理事長)

氏 名

法定外公共物の土地改良事業施行地区編入承認申請書

(土地改良区を新たに設立して土地改良事業を施行する場合)

このたび、〇〇土地改良区の設立にあたり、貴職の管理している土地を含めて土地改良区の地区となるべき一定の地域を定めたいので承認されるよう土地改良事業計画概要書（および計画概要図）を添えて下記のとおり申請します。

(土地改良区以外の事業主体が土地改良事業を新たに施行する場合)

このたび、〇〇（事業主体）が××（土地改良）事業を実施するにあたり、貴職が管理している土地を含めて事業の施行に係る地域を定めたいので承認されるよう、土地改良事業計画概要書（および設計概要図）を添えて下記のとおり申請します。

(土地改良区が土地改良事業の計画変更により新たに市有地をその事業の施行に係る地域に含める場合)

このたび、〇〇土地改良区が行なう〇〇（土地改良）事業計画を変更するにあたり、貴職が管理する土地を含めて新たに変更後の土地改良事業の施行に係る地域を定めたいので、承認されるよう土地改良事業計画概要書（および計画概要図）を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 地区編入を必要とする土地

所 在	地番又は称号	地 目	数 量	地 積	備考

2. 地区編入を必要とする理由

(添附資料) 関係図面等

(換地計画を伴う事業の場合)

3. 市の所有権が消滅する土地 (土地改良法第54条の2第7項)

所 在	地番又は称号	地 目	数 量	地 積	備考

4. 市に帰属する土地 (土地改良法第54条の2第6項)

所 在	地番又は称号	地 目	数 量	地 積	備考

(記載上留意すべき事項)

- (1) 「地番又は称号」欄は、地番がない場合には、その土地の俗称等の称号を記載する。
- (2) 「地目」欄には、当該土地に存する公共施設の種類を貯水池、水路、道路堤防等と記載する。
- (3) 「数量」欄には、地目欄に記載した公共施設ごとの数量(延長、幅員等)を記載する。

(添付書類)

1. 位置図(該当地を赤色で表示のこと。)
2. 法務局公図の写し、(里道は赤色、水路は青色で着色し、申請地を明示すること。)
3. 土地区画整理事業計画概要書
4. 新旧対照実測平面図
5. 丈量求積図(縮尺1/250以上)及び横断面図(縮尺1/50以上)
6. 代替施設に係る土地の全部事項証明書
7. 農業委員会の意見書
8. 利害関係人(土地改良区、水利組合等)の意見書
9. 畝順帳等による公共物財産記載事項(幅員等の確認)
10. 現況写真
11. その他参考資料

(様式第18号)

年 月 日

松山市長

土地区画整理事業
施 行 者

担当者
電 話

法定外公共物の土地区画整理事業施行地区編入協議書

土地区画整理事業の施行のため、松山市所有の法定外公共物を次のとおり編入したいので、協議したく申請します。

記

1. 地区編入を必要とする土地

所 在	地 目	数 量		地 積
		延 長	幅 員	
				・ m ²
				・ m ²
計				・ m ²

2. 換地計画により松山市に帰属する土地

所 在	地 目	数 量		地 積
		延 長	幅 員	
				・ m ²
				・ m ²
計				・ m ²

3. 土地区画整理事業名

(添 付 書 類)

1. 位置図（該当地を赤色で表示のこと。）
2. 法務局公図写し（里道は赤色，水路は青色で着色し，申請地を明示すること。）
3. 土地区画整理事業計画概要書
4. 新旧対照実測平面図
5. 丈量求積図（縮尺 1／250 以上）及び横断面図（縮尺 1／50 以上）
6. 代替施設に係る土地の全部事項証明書
7. 農業委員会の意見書
8. 利害関係人（土地改良区，水利組合等）の意見書
9. 畝順帳等による公共用財産記載事項（幅員等の確認）
10. 現況写真
11. その他の参考資料

(様式第19号)

松()第 号
年 月 日

様

松山市長

法定外公共物地区編入承認書

年 月 日付けで申請のあったことについて、下記のとおり法定外公共物を（土地改良事業・土地区画整理事業）の施行地区に編入することを承認します。

記

1 地区編入をする市有地の面積
（市の所有権が消滅する土地の面積）

道路	m ²
水路	m ²
合計	m ²

2 市に帰属する土地の面積

道路	m ²
水路	m ²
合計	m ²